

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 中央（北）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1経営体

個人 10経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

本地区では、規模拡大志向を有する個別経営体（認定農業者）が中心となり、現在進められているほ場整備を契機として農地を集積し、地域農業を支えていく。

また、認定農業者以外でも地域農業の維持・発展に関心を有する農業者が存在することから、地域での話し合いを元に、今後の集積を進めていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 中央（南）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 0経営体

個人 7経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

本地区では、規模拡大志向を有する個別経営体（認定農業者）が中心となり、現在進められているほ場整備を契機として農地を集積し、地域農業を支えていく。